

下 環 環 第 2 0 6 号
平成 2 2 年 1 2 月 3 日

静岡県知事 川勝 平太 様

下田市長 石井 直樹



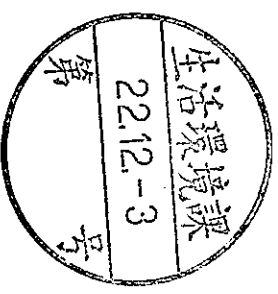
一般国道 4 1 4 号伊豆縦貫自動車道 (下田市～河津町) 環境影響評価準備書に
関する意見について (回答)

先に照会がありました標記の件につきまして、下記のとおり意見を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

記

1. 意 見 別紙添付

1. 伊豆縦貫道路路環境影響評価における景観への配慮について
2. 日照阻害の影響箇所への配慮について
3. 文化財への配慮について



担当：環境対策課環境保全係 白井
電話：0558-22-2213

1. 伊豆縦貫道路環境影響評価における景観への配慮について

下田市では、平成 21 年 12 月 17 日に下田市景観計画を制定し、平成 22 年 7 月 1 日に下田市景観まちづくり条例を施行しました。下田市景観計画では下田市全域を景観計画対象地域として、その中でさらに景観誘導したい地区として 5 つの景観誘導ゾーンを定めました。下田市における一般国道 414 号伊豆縦貫道路環境影響評価の対象地は、すべて「里山ゾーン」という景観誘導ゾーン内にあります。

里山ゾーンにおける景観形成の目標は、豊かな里山・水辺・田園と調和した魅力的な農村景観の形成であり、人工的な物を築造する際は周囲の景観との調和を図ることと下田市景観形成基準で定めています。

環境影響評価準備書において、スカイラインを切断しない点や法面緑化・ラウンディング・色彩の検討など、完成後の道路を被写体とした景観に対する様々な配慮がなされています。しかし、伊豆縦貫道路は多くの人が利用することが見込まれますので、道路を利用する人が感じる景観についても、ぜひご配慮くださるようお願いいたします。

良好な景観は、運転者や同乗者の走行中のストレスを低減させ、より安全で快適な走行を可能とします。また、下田を訪れた多くの観光客の方々にとっても、忘れられない旅の思い出になります。

良好な景観による生活の質の向上や心の豊かさの構築が景観形成の大きな目的であるため、提言させていただきます。

2. 日照阻害の影響箇所への配慮について

「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」を基準又は目標とし、その基準時間を下回っていますので基準又は目標を満たしていますが、従来得られていた日照が 1 時間以下とはいえ、阻害される影響を少しでも軽減されるような対応をお願いします。

また、近接住居だけでなく、田畑への影響につきましても、併せてご配慮をお願いします。

3. 文化財への配慮について

対象事業実施区域内には、下田市指定有形民俗文化財ひでばちや、埋蔵文化財包蔵地ヤマノヅヨ遺跡が含まれています。予測結果で、改変されることはないということではありますが、工事の過程で新たな文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づいた対応をお願いいたします。なお、下田市稲梓地区内の事業実施区域の延長上には、下田市指定史跡深根城址や市天然記念物山ざくら(5-11-3 頁 3,4)、宝篋印塔(5-11-8 頁 44、伝茶々丸の墓)等が所在します。事業の実施に際しては適切な対応をお願いいたします。